

障害者通所施設等整備費補助事業について

ーグループホーム等を整備する場合の補助制度及び協議等にあたってー



平成31年2月14日

東京都 福祉保健局
障害者施策推進部 施設サービス支援課
生活基盤整備担当

◇◇◇ この資料についてのお問合せ先 ◇◇◇

電話 03-5320-4377、4152
FAX 03-5388-1407(直通)

目次

	ページ
1 はじめに	1
2 施設整備にかかる補助制度の概要	2
3 障害者通所施設等整備費補助事業の制度概要	
-1 グループホーム	3
-2 短期入所	6
-3 東京都重症心身障害児(者)通所事業	8
-4 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス	9
-5 日中活動の場	10
-6 大規模修繕	11
4 障害者通所施設等整備費補助事業内容一覧等	12
5 整備費補助事業に係るスケジュール	17
6 事業計画提出までに事業者が行う確認や調整等	19
7 補助協議に当たっての主な注意点	21
8 事業計画書・協議書の提出方法	25
9 事業計画書の作成方法	26
10 補助協議書の作成方法	41
11 補助要綱等関係規定について	78
-1 障害者通所施設等整備費補助要綱	79
-2 障害者通所施設等整備費補助対象法人審査委員会設置要領(別紙)	93
12 借地に関する補助事業について	
-1 定期借地権の一時金に対する補助事業について	111
-2 借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業について	112
-3 土地に関する補助事業に共通する事項	115

1 はじめに

障害者通所施設等整備費補助事業（以下「本事業」という。）については、昭和60年に心身障害者通所施設緊急整備費補助という事業名で、当時の養護学校（現在の特別支援学校）の卒後対策の一環として、主に小規模作業所（現在の就労継続支援B型等日中活動の場の呼称）の整備費に対する補助という事業から始まりました。その後、時代とともに事業の目的や補助対象事業が変化し、それに伴い事業名も変化してきたという歴史ある事業です。

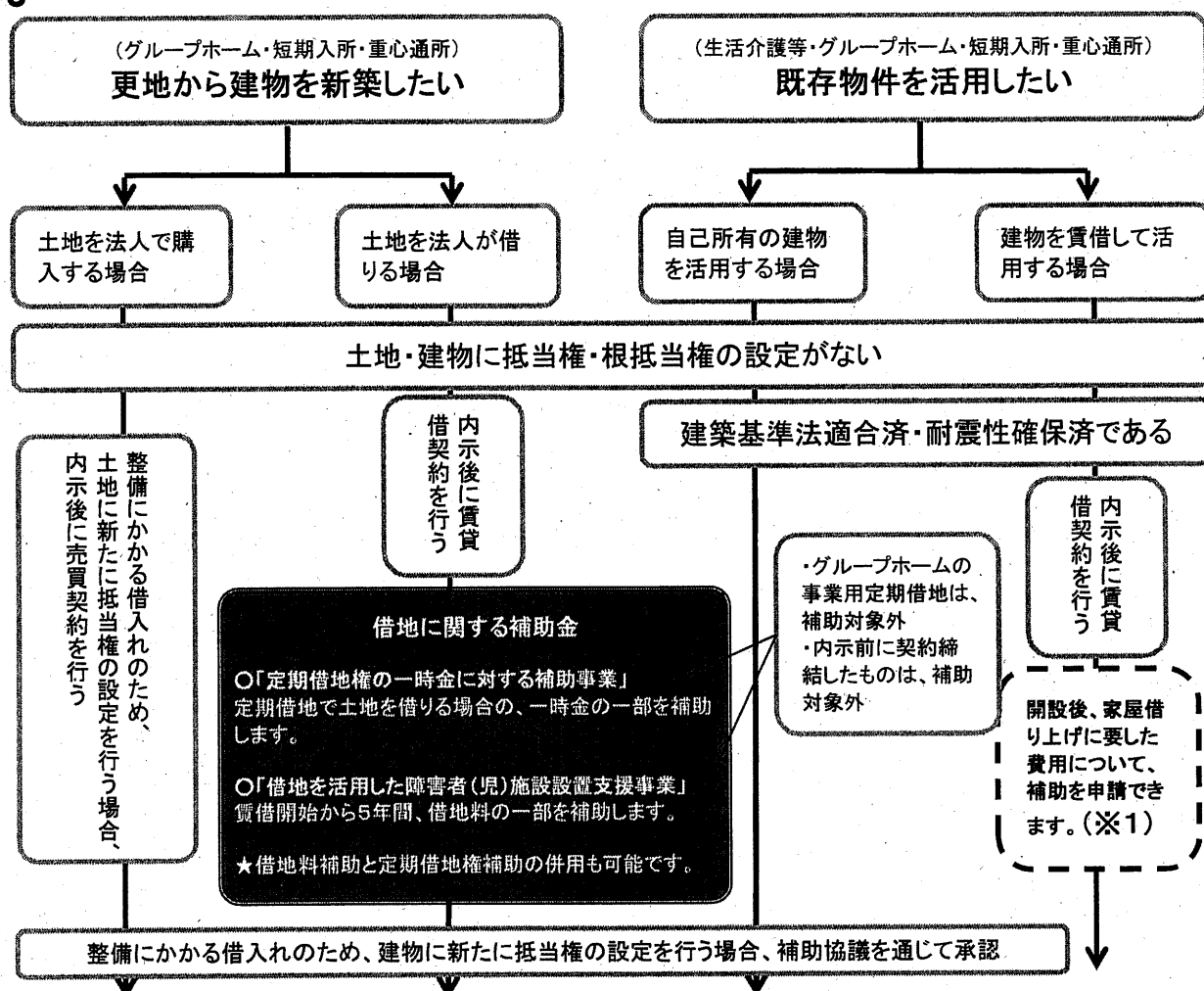
都では、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第5期東京都障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定し、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」に基づいて、地域生活基盤の整備を積極的に進めることにしています。本プランの中で、2,000人分のグループホーム、180人分の短期入所、6,000人分の日中活動の場、各区市町村に少なくとも1カ所以上の児童発達支援センターや重症心身障害児の通所施設を整備する目標を掲げ、整備を促進するとともに、整備費の設置者負担を軽減する特別助成を引き続き行っています。

都としては、本事業により、地域のニーズ等を踏まえたグループホーム等の開設を支援しますが、法人が本補助金を活用する際は、多額の公費が投入されるという点について常に念頭においてください。活用するからには、法人として、事業実施・継続の熱意、入念な準備や十分に練られた計画等があった上で、補助協議を行うことが前提です。当然のことながら、関係機関との綿密な調整及び書類を膨大に用意する必要があり、審査会によって整備計画内容や事業継続性等の審査により補助金を投入しても問題ないと判断されて、はじめて補助金の交付が受けられる事業となっています。従って、補助協議（事業計画提出）後の事業内容の変更は、原則認められません。また、後発的に虐待など法人の不適切な行為が発覚した場合など補助金の手続き等が進められない場合もあります。

本冊子は、本事業に係る補助協議の申請にあたって、事業スケジュールや書類の記載方法等主に制度や補助協議の際の留意事項について触れていますが、補助協議を行うにあたっては、障害者が地域で安心して生活できる障害福祉サービスを提供できること、障害者を第一に考えた事業計画であることが重要ですので、その点は法人内で十分に検討してください。

本事業の趣旨等を理解していただいた上で、適切に補助協議を行っていただきますようお願いいたします。

2 新規開設の施設整備にかかる補助制度の主な流れ



施設整備に関する補助金

○「障害者通所施設等整備費補助事業」

法人が行う施設整備（創設・改修・改築・消防設備）に係る工事費用に対する補助
1件あたり10万円以上（税抜）の利用者が共有で使用する設備購入費用に対する補助

申請先：生活基盤整備担当

開設後

開設に要した諸費用に関する補助金（グループホーム・短期入所）

○「開設準備経費等補助」

・家屋借り上げ費(※1)

家屋借り上げに要した権利金、仲介手数料を補助。（GHについては、主たる対象が知的・身体障害・難病患者等に限る）

・開設準備経費

新設・増設するために必要な管理事務費等の経費（賃金・職員研修費）、初度調弁費（消耗品費、備品購入費）に対する補助。

申請先 GH（知的・身体・難病）、短期入所：居住支援担当、GH（精神）：区市町村

3-1 障害者通所施設等整備費補助事業の制度概要(グループホーム)

1 事業目的

障害者の地域における居住の場の整備のため、グループホーム(共同生活援助事業)を設置するために行う建物の整備に要する経費を、設置者等に対して、都が補助することで、障害者の地域での自立生活の促進を図ることを目的としています。

2 補助対象となる者

- 社会福祉法人等 …… 社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、一般(公益)社団法人、一般(公益)財団法人
- 民間企業等 …… 社会福祉法人等以外の法人(株式会社、有限会社等)
- オーナー改修型 …… 社会福祉法人等、民間企業等

※ オーナー改修型については、社会福祉法人等及び民間企業等がグループホームを設置するにあたって、建物所有者(法人・個人は問わない。)が行う改修に対して社会福祉法人等及び民間企業等がその経費を負担する場合に補助対象となります。(建物所有者は補助対象になりません。)

3 整備メニュー(内容)

- 施設整備 …… 創設(新築)、改築、改修及び(消防法に基づく)安全対策

※増築(減築)については補助対象外です。

※オーナー改修型については、改修のみが補助対象(新築は不可)です。

- 消防設備 …… 消防法施行令別表第一6項口または6項ハに該当する場合の加算

- 重度化等設備 …… 重度化、高齢化、地域移行及び医療的ケアを含む利用者の受入れに伴い、必要とされる設備を整備した場合の加算

※消防署から6項口(障害支援区分4以上が8割)の指導を受けてスプリンクラーの設置をすることに加え、重度化、高齢化、地域移行、医療的ケアを含む利用者を受け入れる見込みがあると区市町村が認めた場合のみ補助対象です。(区市町村からの意見書に記載があること)

※必要とされる設備の例として、エレベーター、特殊浴槽、介護リフト等が挙げられます。

- 防犯設備 …… 防犯カメラ等の防犯設備を施設と一体的に整備する場合の加算

※防犯カメラ、人感センサー、110番直結非常通報装置等で施設と一体的に整備するものが補助対象です。(刺股等の備品は補助対象外)

- 設備整備 …… 利用者の支援のために必要な共有で使用する備品

※冷蔵庫、洗濯機、ダイニングセット等の備品で、1件当たりの価格が10万円以上(税抜き)のものが補助対象です。(送料は補助対象外)

4 補助基準額及び補助率

対象経費の実支出額と補助基準額(左表)とを比較していずれか少ない方の額×補助率(右表)が補助額の上限になります。

【補助基準額】(1ユニットあたり)(千円)

整備メニュー		補助基準額	
(整備延べ床面積)	施設整備	定員3人以下	定員4人以上
	50㎡未満	9,900	9,900
	70㎡未満	13,600	13,600
	90㎡未満		18,500
	120㎡未満	18,500	23,500
	120㎡以上		29,600
消防設備		6項口	4,500
		6項ハ	1,200
重度化等設備		6,000	
防犯設備		500	
設備整備		1,000	

【補助率】

	特別助成(※)	通常
社会福祉法人等	7/8	3/4
民間企業等	1/2	1/4
オーナー改修型	1/2	1/4

※グループホームの新規開設又は定員増を目的として行う整備が対象(ただし、平成30～32年度着工分に限る。)

5 移転について

(1) 事業目的

賃貸物件で運営している事業所の中には、新耐震基準以前に建設された建物で、耐震診断を行っていない建物や未耐震の建物で運営しており、耐震性を満たす見通しが立たない場合があります。

これらのやむを得ない事情により移転が必要で、定員増が困難な事業者(土地や建物の確保、人員配置等の諸事情により)に対して、移転先の施設整備費補助を行います。

(2) 補助対象となる者

3ページの2「補助対象となるもの」と同じ。

※補助対象となる移転とは

基本的には、賃貸物件で運営をしており、新耐震基準(昭和56年6月施行)に対応するための移転となります。(なお、移転後においても定員を維持する場合は対象となります。)

補助対象となる移転に該当するかどうかについては、事前に個別にご相談ください。

(3) 整備メニュー(内容)

3ページの「3補助メニュー(内容)」のうち施設整備、消防設備、重度化等設備、防犯設備が整備メニューとなります。

設備整備は整備メニューには入りません。

(4) 補助基準額及び補助率

【補助基準額】

4ページ4の補助基準額と同じ。

【例】GHの場合

	補助率
社会福祉法人等	3/4
民間企業等	1/4
オーナー改修型	1/4

移転後においても現行の定員を維持する場合

3-2 障害者通所施設等整備費補助事業の制度概要(短期入所)

1 事業目的

在宅で生活する障害者(児)が、身近な地域で夜間や短期間において必要な支援を受けられる場の整備のため、短期入所を設置するために行う建物の整備に要する経費を、設置者に対して、都が補助することで、障害者の地域での自立生活の促進を図ることを目的としています。

2 補助対象となる者

- 社会福祉法人等 …… 社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、一般(公益)社団法人、一般(公益)財団法人

3 整備メニュー(内容)

- 施設整備 …… 創設(新築)、改築、改修及び(消防法に基づく)安全対策
※増築(減築)については補助対象外です。

- 消防設備 …… 消防法施行令別表第一(6)項口またはハに該当する場合の加算

- 重度化等設備 …… 重度化、高齢化、地域移行及び医療的ケアを含む利用者の受入れに伴い、必要とされる設備を整備した場合の加算

※消防署から6項口(障害支援区分4以上が8割)の指導を受けてスプリンクラーの設置をすることに加え、重度化、高齢化、地域移行、医療的ケアを含む利用者を受け入れる見込みがあると区市町村が認めた場合のみ補助対象です。(区市町村からの意見書に記載があること)

※必要とされる設備の例として、エレベーター、特殊浴槽、介護リフト等が挙げられます。

- 防犯設備 …… 防犯カメラ等の防犯設備を施設と一体的に整備する場合の加算

※防犯カメラ、人感センサー、110番直結非常通報装置等で施設と一体的に整備するものが補助対象です。(刺股等の備品は補助対象外)

- 設備整備 …… 利用者の支援のために必要な共有で使用する備品

※冷蔵庫、洗濯機、ダイニングセット等の備品で、1件当たりの価格が10万円以上(税抜き)のものが補助対象です。(送料は補助対象外)

4 補助基準額及び補助率

対象経費の実支出額と補助基準額(左表)とを比較していずれか少ない方の額×補助率(右表)が補助額の上限になります。

整備区分	補助基準額	
施設整備	3,600千円(1床あたり)	
消防設備	6項口	675千円(1床あたり)
	6項ハ	180千円(1床あたり)
重度化等設備	900千円(1床あたり)	
防犯設備	500千円	
設備整備	1,000千円	

【補助率】

特別助成	通常
7/8	1/2

※短期入所の新規開設又は定員増を目的として行う整備が対象(ただし、平成30~32年度着工分に限る。)

5 整備事例

グループホームに併設して、短期入所を整備する場合(単独型・併設型に限る)

(整備内容)

法人が8つの居室(1ユニット)、スプリンクラー設備、防犯カメラ、特殊浴槽や介護リフト等を有する建物を新築し、消防法施行令別表第一の6項口に該当するグループホーム(定員6名)と短期入所(定員2名)を整備【延べ床面積 全体400㎡(GH:300㎡/短期入所100㎡)】

補助対象の工事費: 46,800千円(施設整備:36,000千円、消防設備4,000千円、重度化等設備:6,000千円、防犯設備800千円) 補助率: 7/8

(補助金の算出方法)

① 工事費をグループホームと短期入所で面積按分

施設整備 : 36,000千円 → GH:27,000千円、短期入所:9,000千円

消防設備 : 4,000千円 → GH: 3,000千円、短期入所:1,000千円

重度化等設備: 6,000千円 → GH: 4,500千円、短期入所:1,500千円

防犯設備 : 800千円 → GH: 600千円、短期入所: 200千円

② それぞれ工事費と補助基準額を比較(低い額を選定)

GH施設整備 : 27,000千円 < 補助基準額 29,600千円

消防設備 : 3,000千円 < 補助基準額 4,500千円

重度化等設備: 4,500千円 < 補助基準額 6,000千円

防犯設備 : 600千円 > 補助基準額 500千円

→ 27,000千円、3,000千円、4,500千円、500千円を選定

短期入所施設整備 : 9,000千円 > 補助基準額 3,600千円×2=7,200千円

消防設備 : 1,000千円 < 補助基準額 675千円×2=1,350千円

重度化等設備: 1,500千円 < 補助基準額 900千円×2=1,800千円

防犯設備 : 200千円 < 補助基準額 500千円

→ 7,200千円、1,000千円、1,500千円、200千円を選定

③ 選定した金額に補助率を乗じて補助額を算出する。

GH施設整備 : 27,000千円×7/8= 23,625千円

消防設備 : 3,000千円×7/8= 2,625千円

重度化等対応: 4,500千円×7/8= 3,937千円(千円未満切り捨て)

防犯設備 : 500千円×7/8= 437千円(千円未満切り捨て)

短期入所施設整備 : 7,200千円 × 7/8 = 6,300千円

消防設備 : 1,000千円 × 7/8 = 875千円

重度化等設備: 1,500千円 × 7/8 = 1,312千円(千円未満切り捨て)

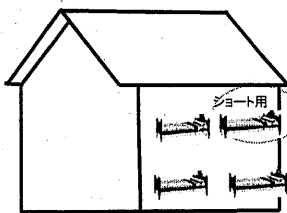
防犯設備 : 200千円 × 7/8 = 175千円

⇒ 23,625千円+2,625千円+3,937千円+437千円+6,300千円+875千円+1,312千円+175千円
= 39,286千円(補助総額)

一つの建物でも、GH
と短期入所両方の補
助金が出ます！

【参考】短期入所の併設型・単独型について

《併設型》



指定障害者支援施設等
(GH等含む)に併設し、
一体的に事業を運営

○短期入所専用の居室を
設ける必要あり。

(ただし、空床利用型は
利用されていない本体施
設の居室を使用可。)

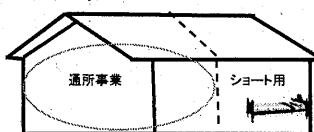
○支援に支障ない限り、
設備の共用可。

○GH内に短期入所専用居室を設けることで、設
備要件を満たす。

○夜間時間帯の生活支援員は、GHの夜間支援員
を兼務可。

○単独型加算なし

《単独型》



指定障害者支援施設等
(GH等を除く)以外の施
設の居室において運営

通所サービス事業所等
(GH等含む)に併設され
ているが、他事業所と区分
して運営

併設サービスのない形態

○居室・設備は単独型の設備基準を満たす必要あ
り。

○夜間時間帯の生活支援員は、GHの夜間支援員
を兼務できない。

○単独型加算あり

※GH等…指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所

1 事業目的

在宅の重症心身障害児(者)の日中活動の場の整備のため、東京都重症心身障害児(者)通所事業を行う建物の整備に要する経費を、設置者等に対して、都が補助することで、専門医師や看護師による診断等のほか、日常生活動作訓練、療育、地域生活支援を図ることを目的としています。

2 補助対象となる者

- 社会福祉法人等 …… 社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、一般(公益)社団法人、一般(公益)財団法人
- 区市町村

3 整備メニュー(内容)

- 施設整備 …… 創設(新築)、改築、改修及び(消防法に基づく)安全対策
※増築(減築)については補助対象外です。
※区市町村が行う創設は補助対象外です。
- 防犯設備 …… 防犯カメラ等の防犯設備を施設と一体的に整備する場合の加算
※防犯カメラ、人感センサー、110番直結非常通報装置等で施設と一体的に整備するものが補助対象です。(刺股等の備品は補助対象外)
- 設備整備 …… 利用者の支援のために必要な共有で使用する備品
※冷蔵庫、洗濯機、ダイニングセット等の備品で、1件当たりの価格が10万円以上(税抜き)のものが補助対象です。(送料は補助対象外)
- 重度化等設備 …… 重度化、高齢化、地域移行及び医療的ケアを含む利用者の受入れに伴い、必要とされる設備を整備した場合の加算

※消防署から6項口(障害支援区分4以上が8割)の指導を受けてスプリンクラーの設置することに加え、重度化、高齢化、地域移行、医療的ケアを含む利用者を受け入れる見込みがあると区市町村が認めた場合のみ補助対象です。(区市町村からの意見書に記載があること)

※必要とされる設備の例として、エレベーター、特殊浴槽、介護リフト等が挙げられます。

4 補助基準額及び補助率

対象経費の実支出額と補助基準額(左表)とを比較していずれか少ない方の額×補助率(右表)が補助額の上限になります。

【補助基準額】 (千円)

整備メニュー	補助基準額
施設整備 定員1人当たり	5,235
防犯設備 1施設当たり	1,000
重度化等設備 定員1人当たり	900
設備整備 定員1人当たり	79

【補助率】

	特別助成(※)	通常
社会福祉法人等	7/8	3/4
区市町村		

※東京都重症心身障害児(者)通所事業の新規開設又は定員増を目的として行う整備が対象(ただし、平成30~32年度着工分に限る。)

3-4 障害者通所施設等整備費補助事業の制度概要
(主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス)

1 事業目的

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられる場の整備のため、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を行う建物の整備に要する経費を、設置者に対して、都が補助することで、専門的な療育、訓練等の支援を図ることを目的としています。

2 補助対象となる者

- 社会福祉法人等 …… 社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、一般(公益)社団法人、一般(公益)財団法人

3 整備メニュー(内容)

- 施設整備 …… 改修(賃貸する建物を改修し、新規開設・定員増を行うもの)
- 防犯設備 …… 防犯カメラ等の防犯設備を施設と一体的に整備する場合の加算
※防犯カメラ、人感センサー、110番直結非常通報装置等で施設と一体的に整備するものが補助対象です。(刺股等の備品は補助対象外)
- 設備整備 …… 利用者の支援のために必要な共有で使用する備品
※冷蔵庫、洗濯機、ダイニングセット等の備品で、1件当たりの価格が10万円以上(税抜き)のものが補助対象です。(送料は補助対象外)

4 補助基準額及び補助率

対象経費の実支出額と補助基準額(左表)とを比較していずれか少ない方の額×補助率(右表)が補助額の上限になります。

【補助基準額】 (千円)

整備メニュー	補助基準額
施設整備 定員1人当たり	5,235
防犯設備 1施設当たり	1,000
設備整備 定員1人当たり	79

【補助率】

	特別助成(※)	通常
社会福祉法人等	7/8	3/4

※主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の新規開設又は定員増を目的として行う整備が対象(ただし、平成30～32年度着工分に限る。)

3-5 障害者通所施設等整備費補助事業の制度概要(日中活動の場)

1 事業目的

障害者の日中活動の場の整備のため、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に係る事業を行う建物の整備に要する経費を、設置者等に対して、都が補助することで、障害者の地域での自立生活の促進を図ることを目的としています。

2 補助対象となる者

- 社会福祉法人等 …… 社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、一般(公益)社団法人、一般(公益)財団法人

3 整備メニュー(内容)

- 施設整備 …… 改修(賃貸する建物を改修し、新規開設・定員増を行うもの)
- 防犯設備 …… 防犯カメラ等の防犯設備を施設と一体的に整備する場合の加算
※防犯カメラ、人感センサー、110番直結非常通報装置等で施設と一体的に整備するものが補助対象です。(刺股等の備品は補助対象外)

4 補助基準額及び補助率

対象経費の実支出額と補助基準額(左表)とを比較していずれか少ない方の額×補助率(右表)が補助額の上限になります。

【補助基準額】 (千円)

整備メニュー		補助基準額
改修	主たる事務所	20,000
	従たる事務所	10,000
防犯設備		1,000

【補助率】

	特別助成(※1)	通常
社会福祉法人等	7/8	3/4

※1 生活介護等の事業所の新規開設又は定員増を目的として行う整備で、かつ以下の条件(※2)を満たすと認める事業所が対象(ただし、平成30～32年度着工分に限る。)

※2 地域のニーズに対応する事業所のうち、①障害者の高齢化・重度化、②地域生活への移行、③医療的ケアのうち1つ以上満たすこと。(区市町村が認めていること)

障害者通所施設等整備費補助金では、改修のみ対象です。

創設等を希望される場合は、障害者(児)施設整備費補助金(国庫補助)を活用して整備することになるので、本資料表紙に記載の問い合わせ先にお問い合わせください。

3-6 障害者通所施設等整備費補助事業の制度概要(大規模修繕)

1 事業目的

既存の事業所について、利用者の高齢化、重度化等の対応のために必要な修繕に対して都が補助することで、障害者が慣れ親しんだ地域での自立生活や必要な支援を引き続き受けられるようにすることを目的としています。

2 補助対象となる者(※事業種別により異なる)

- 社会福祉法人等 …… 社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、一般(公益)社団法人、一般(公益)財団法人
- 民間企業等 …… 社会福祉法人等以外の法人(株式会社、有限会社等)

3 整備メニュー(内容)

- 既存の事業所において、利用者の高齢化、重度化等の対応のために必要な修繕
※修繕の例として、浴室の改修、居室や便所等のバリアフリー化、医療的ケアを行うために必要な改修等が挙げられます。

4 補助基準額及び補助率

対象経費の実支出額と補助基準額(左表)とを比較していずれか少ない方の額×補助率(右表)が補助額の上限になります。

【補助基準額】 (千円)

事業種別	補助基準額	補助率	
グループホーム	10,000	社会福祉法人等	3/4
		民間企業等	1/4
短期入所	6,000	社会福祉法人等	1/2(※)
重心通所	5,000	社会福祉法人等	3/4
主に重心	5,000	社会福祉法人等	3/4

※グループホームに併設する短期入所の修繕も一体的に実施する場合、補助基準額はグループホームと短期入所合わせて10,000千円となり、補助率も3/4となります。

※日中活動系事業所(生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援)における大規模修繕については、個別に御相談ください。

4 障害者通所施設等整備費補助事業内容一覧(グループホーム)

補助対象者	設置・運営主体	整備区分	補助率	設置者等負担	補助基準額	補助額(上限) 補助率×補助基準額
社会福祉法人等	社会福祉法人等	創設(新築) 改修	7/8 (特別助成) 通常の設置者負担の1/2 を特別助成	1/8 (特別助成)	(共通) 補助基準額 3人以下 4人以上	施設整備 25,900千円
		改修				消防設備 3,937千円
		安全対策				重度化等設備 5,250千円
		消防設備				防犯設備 437千円
		重度化等設備				設備整備 875千円
		防犯設備				施設整備 14,800千円
民間企業等	民間企業等	設備整備	1/2 (特別助成) 通常の設置者負担の1/3 を特別助成	1/2 (特別助成)	50㎡未満 70㎡未満 90㎡未満 120㎡未満 120㎡以上	施設整備 25,900千円
		創設(新築) 改修				消防設備 3,937千円
		改修				重度化等設備 5,250千円
		安全対策				防犯設備 437千円
		消防設備				設備整備 875千円
		重度化等設備				施設整備 14,800千円
オーナー 改修型	社会福祉法人等 民間企業等	設備整備	1/2 (特別助成) 通常の設置者負担の1/3 を特別助成	1/2 (特別助成)	6項口 6項ハ	施設整備 25,900千円
		創設(新築) 改修				消防設備 3,937千円
		改修				重度化等設備 5,250千円
		安全対策				防犯設備 437千円
		消防設備				設備整備 875千円
		重度化等設備				施設整備 14,800千円
オーナー 改修型	社会福祉法人等 民間企業等	設備整備	1/2 (特別助成) 通常の設置者負担の1/3 を特別助成	1/2 (特別助成)	6項口 6項ハ	施設整備 25,900千円
		創設(新築) 改修				消防設備 3,937千円
		改修				重度化等設備 5,250千円
		安全対策				防犯設備 437千円
		消防設備				設備整備 875千円
		重度化等設備				施設整備 14,800千円

※「特別助成」は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」期間中の補助率である。(平成30年度から32年度まで) <安全対策は対象外>
 ※「大規模修繕」に、「特別助成」は適用されず通常の補助率となる。

4 障害者通所施設等整備費補助事業内容一覧(短期入所・日中活動の場合)

事業	補助対象者	設置・運営主体	整備区分	補助率	設置者等負担	補助基準額
短期入所	社会福祉法人等	社会福祉法人等	施設整備	7/8 (特別助成) 通常の設置者負担の1/2を特別助成 1/2 (通常)	1/8 (特別助成) 1/2 (通常)	区分 施設整備 補助基準額 3,600千円(1床あたり)
			創設(新築)改築			6項口 675千円 (1床あたり)
			改修			6項ハ 180千円 (1床あたり)
			安全対策			900千円(1床あたり)
			消防設備			500千円
			重度化等設備 施設整備(加算)			1,000千円 ※1件 100千円以上(税抜き)
生活介護 自立訓練 就労移行 支援 就労継続 支援	社会福祉法人等	社会福祉法人等	施設整備	7/8 (特別助成※) 通常の設置者負担の1/2を特別助成 3/4 (通常)	1/8 (特別助成) 1/4 (通常)	区分 施設整備 補助基準額 20,000千円
			改修			10,000千円
			消防設備			1,000千円
			防犯設備 施設整備(加算)			

※「特別助成」は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」期間中の特別補助である。(平成30年度から32年度まで)〈安全対策は対象外〉

※「大規模修繕」に、「特別助成」は適用されず通常の補助率となる。

※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援については、地域のニーズに対応する事業所のうち、①障害者の高齢化・重度化、②地域生活への移行、③医療的ケアのうち1つ以上満たす場合に特別助成の対象となる。新規開設を目的として行なう整備であっても、これらの条件を満たさなければ通常の補助率となる。

4 障害者通所施設等整備補助事業内容一覧

(東京都重症心身障害児(者)通所事業・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児(者)通所事業	社会福祉法人等 区市町村	社会福祉法人等 区市町村	施設整備	創設(新築) 改築	7/8 (特別助成) 通常の設置者負担の1/2を特別助成 3/4 (通常)	1/8 (特別助成)	補助基準額
				改修			
				安全対策			
				防犯設備			
				重度化等設備			
設備整備							
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス	社会福祉法人等	社会福祉法人等	施設整備	改修	7/8 (特別助成) 通常の設置者負担の1/2を特別助成 3/4 (通常)	1/8 (特別助成)	補助基準額
				防犯設備			
				設備整備			
				施設整備(加算)			
				施設整備(加算)			

特定非営利活動法人が整備を行う場合

障害者グループホームを始めるために……。
☆新たに一戸建て住宅を建てたい。
☆賃貸物件(一戸建て、アパート等)を改修して使いたい。

(整備内容)			
特定非営利活動法人が一戸建て住宅を新築する場合			
●定員	6人	●土地	借地
●延床面積	125㎡	●補助基準額	29,600千円
●工事費	42,600千円	●用途(消防)	6項ハ
●施設整備	30,000千円	●消防基準額	4,500千円
●消毒	4,800千円	●重度化基準	6,000千円
●重防犯	7,000千円	●防犯基準額	500千円
●補助率	800千円	●補助率	7/8

※補助率7/8は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」に基づく特別助成です。

(補助金の算出方法)

- ① 工事費と補助基準額を比較(低い額を選定)

施設整備	工事費 30,000千円	>	補助基準額 29,600千円
消防	工事費 4,800千円	>	補助基準額 4,500千円
重度化	工事費 7,000千円	>	補助基準額 6,000千円
防犯	工事費 800千円	>	補助基準額 500千円
→ 29,600千円、4,500千円、6,000千円、500千円を選定			

- ② 選定した金額に補助率を乗じる

施設整備	$29,600 \text{千円} \times 7/8 = 25,900 \text{千円}$	(補助額)
消防	$4,500 \text{千円} \times 7/8 = 3,937 \text{千円}$	(補助額)
重度化	$6,000 \text{千円} \times 7/8 = 5,250 \text{千円}$	(補助額)
防犯	$500 \text{千円} \times 7/8 = 437 \text{千円}$	(補助額)

※千円未満切り捨て

- ③ 特定非営利活動法人の自己負担額

工事費 42,600千円 - 補助金 35,524千円 = 7,076千円

※ 民間企業等が整備をする場合、上記補助率を1/2で計算します。

施設整備に係る経費を軽減することができます！

オーナーが自ら改修する場合

自分の持っている建物を改修して……。
☆障害者グループホームを運営する法人に貸したい。
(※オーナーが建物を創設(新築)する場合は補助対象にはなりません。)

(前提条件)

- ・施設整備後に賃貸する運営法人が確定し、建物所有者が行う改修に対して当該法人がその経費を負担する場合を補助対象とする。
- ・建物所有者と運営法人の間で、改修内容や事業開始後の諸条件(賃料、期間等)について合意していること。

(整備内容)

建物所有者が自分の持っているアパートを改修する場合

●定員	7人	●建物	運営法人に賃貸
●延床面積	140㎡	●補助基準額	29,600千円
●工事費	19,400千円	●用途(消防)	6項ハ
●施設整備	18,000千円	●消防基準額	1,200千円
●消毒	1,000千円	●防犯基準額	500千円
●重防犯	400千円	●補助率	1/2

※補助率1/2は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」に基づく特別助成です。

(補助金の算出方法)

- ① 工事費と補助基準額を比較(低い額を選定)

施設整備	工事費 18,000千円	<	補助基準額 29,600千円
消防	工事費 1,000千円	<	補助基準額 1,200千円
防犯	工事費 400千円	<	補助基準額 500千円

→ 18,000千円、1,000千円、400千円を選定

- ② 選定した金額に補助率を乗じる

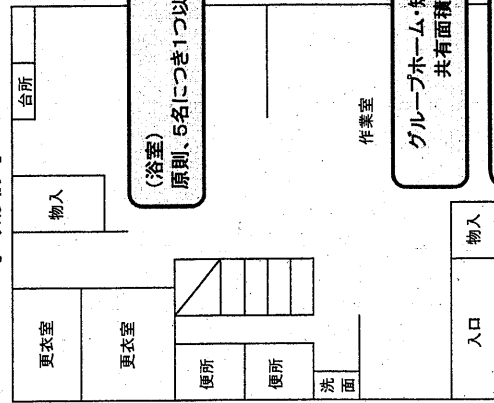
施設整備	$18,000 \text{千円} \times 1/2 = 9,000 \text{千円}$	(補助額)
消防	$1,000 \text{千円} \times 1/2 = 500 \text{千円}$	(補助額)
防犯	$400 \text{千円} \times 1/2 = 200 \text{千円}$	(補助額)

- ③ 建物所有者負担額

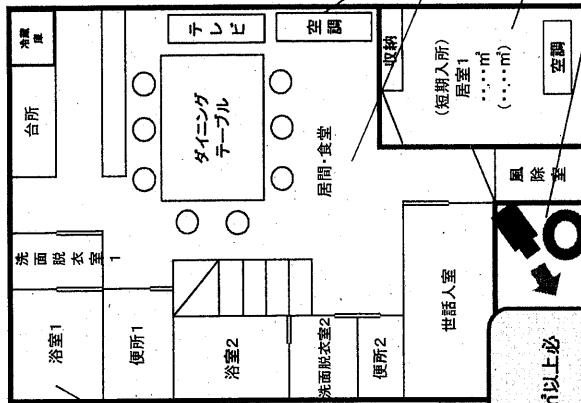
工事費 19,400千円 - 補助金 9,700千円 = 9,700千円

(参考)整備事例

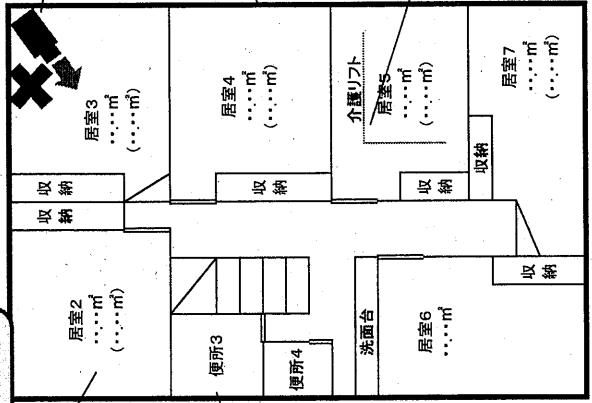
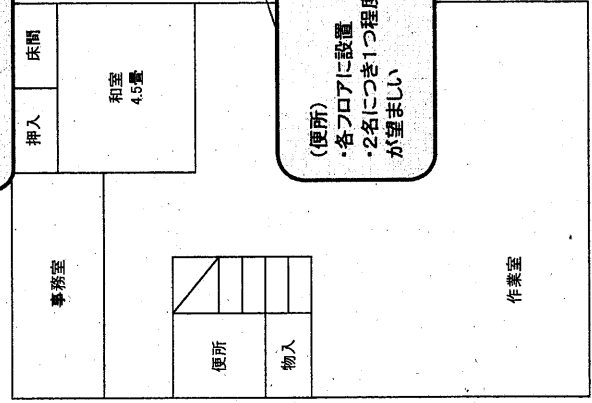
〔改修前〕



〔改修後〕



2階



建物賃貸借契約を結び、事業者がグループホーム及び短期入所に使用するため改修を行う場合です。

利用者支援を想定して、必要な設備を設けているか、使いやすい構造となっているか図面で確認してください。居室の広さから、廊下幅、浴室・便所・洗面台等の形や位置、扉の種類や開き方などのほか、設置すべき消防用設備など、十分に検討を重ねた上で、補助協議してください。協議後の変更は、原則、認められません。

設備整備で購入する備品は、設置位置がわかるように記載してください。

(居間・食堂)
利用者と世話人等が一同に会するのに十分な広さを有していること

短期入所専用面積

※防犯カメラ

(防犯カメラの設置)
・防犯カメラを設置する場合は設置位置を図面に示すこと
・防犯カメラの設置については、侵入経路や利用者のプライバシーに配慮して設置をしていること。
居室内の設置は認められない

グループホーム専用面積

そのほか、補助協議前には、所管の建築指導部署や消防署と調整し、建築基準法や消防法などの関係法令の基準、設置すべき設備、その手続きなどは確認しておいてください。

重度化等設備(介護リフトや特殊浴槽等)を設置する場合は設置位置を図面に示すこと

ここでお示しているのは、あくまでイメージです。協議時には、建築士が作成した図面を提出してください。

5 整備費補助事業に係るスケジュール

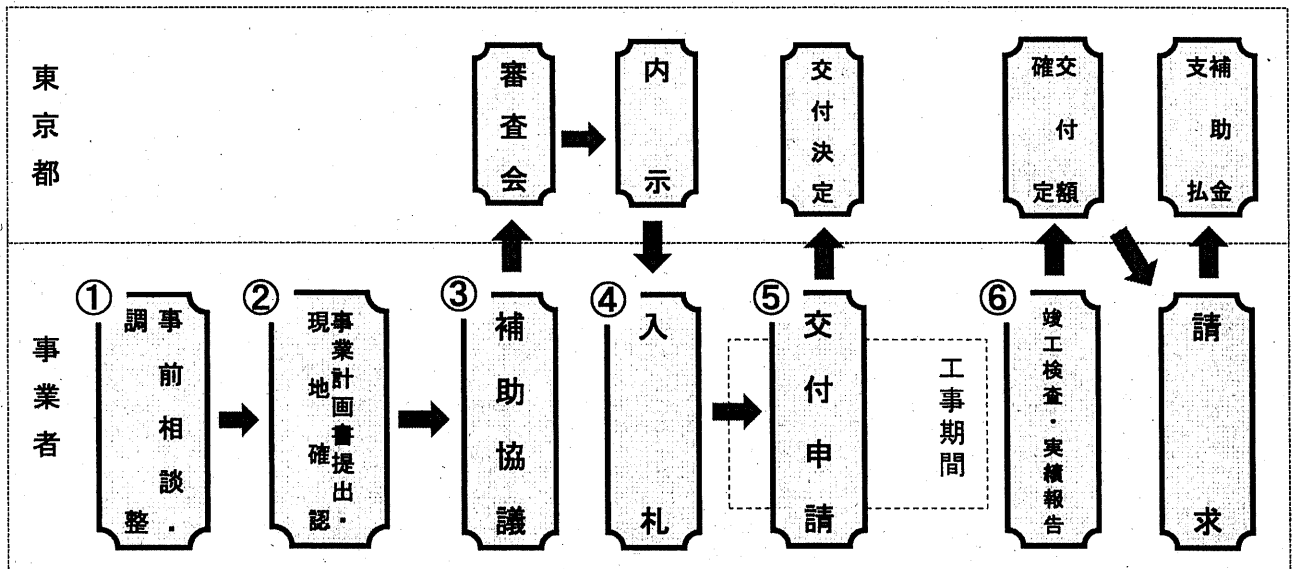
関係規定、各種様式、実施案内等については東京都福祉保健局ホームページに
2019年3月末頃に掲載予定です。

(東京都福祉保健局ホームページ ⇒ 分野からのご案内「障害者」⇒ 事業者の方へ)

2019年度補助協議スケジュール

第 1 期	事業計画書提出×切 補助協議書提出×切 審査 補助内示	4月25日(木曜日) 6月3日(月曜日) 6月～7月 8月上旬頃
第 2 期	事業計画書提出×切 補助協議書提出×切 審査 補助内示	8月19日(月曜日) 9月20日(金曜日) 10月～11月 12月上旬頃

事務手続きの流れ



① 事前相談・調整

必ず事前相談を行ってください。事前相談は、予め電話予約の上、事業計画書提出の1カ月前までに済ませてください。事業計画書の提出前に、区市町村障害福祉主管課、建築指導部署及び消防署など関係機関への相談も必要です。

原則、補助協議後の変更(資金計画、図面、工事仕様内容等)は認められませんので、書類を提出する前に、法人が主体となって、設計士とともに、都を始めとする関係機関と十分に調整等を行ってください。

② 事業計画書の提出

補助協議書を提出する予定がある場合、都に事業計画書を提出してください。事業計画書の提出が補助協議受付の条件となります。事業計画書提出後、都による現地確認及び書類確認を行います。

③ 補助協議

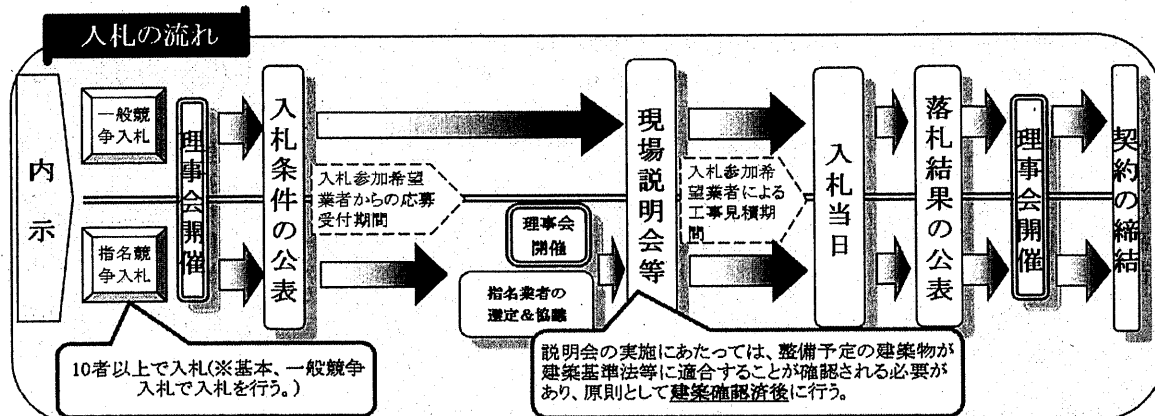
補助協議にあたっては、必要な書類を整え提出してください。補助協議書提出後、都による書類審査及び補助協議採択に係る審査会があり、採択の場合は、補助の内示を通知します。（予算の範囲内で採択されます。）

④ 入札

都の入札手続きに準拠し、行う必要があります。

注1) 設計業者・コンサルタントと提携関係にある建設業者は入札に参加できません。

注2) 入札には約2か月かかります。



※入札手続きは、「施設整備費補助に係る工事請負等契約手続」を参照して行うことになります。随時、東京都に事前協議や報告等を行っていただく必要があります。内示後に入札事務説明会を開催し、資料としてお配りした上で、入札の方法をご説明いたします。

⑤ 交付申請

入札により決定した業者と工事請負契約締結後、2週間以内に交付申請書を提出してください。

⑥ 実績報告

工事竣工(工事が翌年度にまたがる場合は当該年度末)から15日以内に実績報告書を提出してください。また、工事が翌年度にまたがる場合は、翌年度分について、次年度内示→交付申請→実績報告→請求の手続きを再度行う必要があります。

注意

- 2か年の整備計画も補助対象となります。
その場合、交付申請、実績報告等を年度ごとに行う必要があります。
- オーナー改修型の補助協議を検討される場合は、個別にご相談ください。(オーナー改修型の審査要領等についてご案内します。)

6 事業計画書提出までに事業者が行う確認や調整等

- 事業計画書の提出前に、下記の該当する確認事項全てにチェックがつくように、必ず調整及び確認をしてください。なお、チェックがつかない事項がありましたら都(生活基盤整備担当)まで速やかにご相談ください。

(ここでは、法人が確認や調整等すべき基本的な事項を示しています。最終的には、審査要領に基づき、審査されますので、下記以外にも確認や調整等漏れのないよう十分留意し、適時適切に対応してください。)

チェック欄	確認事項
1 事業計画関係	
☐	整備目的、想定する利用者像、定員規模、支援方針等は明確であるか。 法人として事業を行う場を整備する理由や、規模及び支援方法等どのような事業を行うことを考えているのか、補助協議後の変更がないよう計画を詰めてください。
☐	地元区市町村に当該事業のニーズについて確認し、事業計画を説明しているか。 計画が区市町村の障害福祉計画に沿っており、ニーズに対応しているかなどについて確認してください。また、補助協議の際は、区市町村の意見書の添付が必要です。
☐	事業の継続に関する法人内の意志確認はしているか。 事業を継続できなかった場合は、補助金の返還が求められます。また、整備後、建物の処分制限期間は、原則当該事業の目的以外での使用等は認められません。
☐	事業を行うことについて、地域住民の理解を得られるような対応を適切に行っているか。 地域居住の場であるグループホーム、日中活動の場である通所施設等、在宅サービスの充実という短期入所の整備目的が果たされるよう、地域の状況等に応じて、区市町村と相談しながら、適宜、地域住民に理解が得られるように努めてください。
☐	十分に検討され無理のないスケジュール(入札手続き、工期、事業開始日等)であるか。 補助協議にあたっては、法人内及び設計士等関係者と十分に協議し、余裕ある工期及び事業開始日(原則、事業開始に係る指定申請等は建物引渡し後)を設定してください。
☐	土地や建物のオーナーと契約内容について齟齬がないことを確認しているか。 契約予定の土地面積、契約時期、契約期間等の認識が異なり、途中で契約変更を余儀なくされ、協議取下げになるケースが見受けられます。
2 土地関係	
☐	境界の確定や不動産の登記等物件に係る手続きは遺漏なく完了しているか。 補助協議に関係のある土地の状況については、原則として、補助協議時点において諸事情が確定している(協議後変動する可能性がない)ことが前提となります。
☐	抵当権等権利設定がないことや地目(農地の場合、転用許可が必要)を確認しているか。 抵当権や根抵当権の設定がある場合は、抹消手続きをしてください。また、地目によっては別途手続きが必要となるので、手続き漏れのないよう関係機関に確認してください。
☐	用途地域や接道要件等事業実施にあたって支障はないか。 事業を行う場を整備する場合、用途地域、防火地域、接道、高さ制限、日影規制等建築基準法や消防法等関係法令に適合するよう関係機関に十分確認してください。
☐	区画整理の予定がある等事業継続が困難な恐れのある要素はないか。 利用者保護等の観点から、将来、事業継続が困難になることがわかっている土地(区画整理や道路予定地等)における補助協議は避けてください。
☐	(借地の場合)借地借家法に遵守した借地契約となるよう地主と調整しているか。 借地借家法を遵守し、事業継続が担保される契約を交わしてください。なお、事業用定期借地契約(グループホームは不可)を交わす場合は公証役場との調整が必要です。

3 建物関係

☐	建築確認(用途変更含む。)が確実におりよう建築指導部署と事前協議をしているか。 補助協議の前に、建物用途を始めとする建築基準法等建築関係法令に遵守した事業を行う場となるよう建築指導部署と十分に協議・相談を行ってください。(補助協議の際は、建築指導部署との打ち合わせ記録の添付が必要です。)
☐	設備基準が、基準条例や事業審査基準等関係規定に適合しているか。 補助協議を行う場合は、建築基準法等建築関係法令の他に、東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第155号)や各事業審査基準等に規定する設備基準を満たす必要があります。
☐	利用者の生活及び支援に係る構造的・設備的な配慮について十分に検討しているか。 整備計画は、それぞれの事業の理念を踏まえるとともに、利用者の生活及び利用者支援を第一に考えてください。整備費補助を入れるからには、利用者の利便性が確保された構造(図面)、設備となっていることが求められます。 なお、補助事業終了後の改修等は、原則、認められません。
☐	必要な消防設備・避難経路等について確認しているか。 必要な消防設備等について、事前に所管消防署と十分に協議・相談を行ってください。
☐	(借家の場合)借地借家法に遵守した借家契約となるよう家主と調整しているか。 借地借家法を遵守し、長期的に事業継続が担保される契約(事業開始から最低10年以上の賃貸借契約)を交わしてください。なお、建物の転賃借契約は認められません。
☐	(建物改修の場合)不動産の登記等物件に係る手続きは遺漏なく完了しているか。 補助協議に関係がある建物の状況については、原則として、補助協議時点において諸事情が確定している(協議後変動する可能性がない)ことが前提となります。
☐	(建物改修の場合)既存建物は建築基準法に適合している(検査済証のとおり)か。 違反建築物の場合は、当該違反を是正のうえ補助協議をしてください。また、増築等を行っている場合は、建築関係手続きが適切に行われているか確認してください。
☐	(建物改修の場合)既存建物の耐震性は確保されている(又は改修により確保予定)か。 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたものについては、耐震診断により耐震性が確認されたものであるか、耐震性が確保される整備計画である必要があります。
☐	(防犯整備の場合)外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。 防犯に係る安全確保を目的とし、設備の設置位置・使用方法など十分に検討してください。特に、プライバシーや自由を不当に制限していないことを確認してください。
☐	その他、建築基準法や消防法等関係法令上の問題はないか。 建築指導部署や所管の消防署等関係機関に対する確認や調整等については、設計士任せにせず、補助協議の申請主体である法人としてしっかり状況の把握をしてください。

4 資金計画関係

☐	整備計画に要する費用及び運営費は、他の事業に支障なく必要十分に確保しているか。 必要最低限ではなく、想定外の事情による工事延長への対応や、年間事業費の2/12以上の運営費確保等も念頭に置いた資金計画を立ててください。
☐	家賃、食材料費、光熱水費等利用者負担が極力低廉になるよう検討・工夫しているか。 グループホームの場合、過度な利用者負担及び国の補足給付や都の家賃助成制度が前提の家賃設定にならないよう、対外的に合理的な説明ができる額を設定してください。単に周辺の相場に設定している家賃は認められません。
☐	(借入を行う場合)償還計画に無理がなく、金融機関等借入先と事前協議をしているか。 金融機関等借入先と十分に協議・相談してください。また、グループホームにおいて、借入額分を家賃で償還する場合は、必要以上に借入期間を短くし、その分家賃に転嫁することがないようにしてください。
☐	(区市町村からの補助を活用を検討する場合)補助の有無や補助額、補助の時期は確実か。 区市町村に、補助の条件、補助額、支払い時期について、十分に確認してください。補助の額や時期が異なると、資金計画の練り直しが必要になります。なお、補助協議時には、区市町村の補助見込(確約)書を提出していただきます。

7 補助協議にあたっての主な注意事項

1 補助協議後の計画変更について

補助協議後の計画変更は、軽微な変更を除き、原則として認められません。

そのため、補助協議にあたり、建築指導部署や消防署等関係機関と十分に相談し法令、都市計画の制限等をクリアした整備計画としてください。

ただし、補助協議後に、審査の観点から一部修正をお願いすることがあります。その場合は速やかに指示に従ってください。

2 虐待や法人指導があった場合

法人の運営する施設で虐待認定等を受けた場合における補助協議は以下のとおりとします。

補助協議開始前…その改善が確認されるまで補助協議は受け付けません。

補助協議開始後…その改善が確認されるまで内示を出すことができません。

なお、補助内示後においても、このような行為が発覚した場合は、改善が確認されるまで補助金交付決定手続き等が進められない場合があります。

3 事業の継続性について

事業開始後においても、補助金の性質上、事業を長期的に安定して運営させていくことが求められます。法人都合により、安易に事業を中断することがないようにしてください。

事業を廃止及び移転等を行う場合には下記「14 財産処分について」に記載されているとおり、補助金の返還を求められる場合がありますのでご注意ください。

また、土地・建物を借り受けて整備した場合においても、事業の継続性は求められます。事業を長期的に安定して事業が運営できるよう、土地・建物所有者との調整は必ず行ってください。

4 補助対象外経費について

次に掲げる経費は補助対象外です。

- 土地の買収及び整地に要する費用
 - 既存建物の買収のための費用
 - 改築に伴う既存建物の解体経費
 - 家主の責任において負担すべき修繕等(躯体に係る工事、防蟻工事、屋根の修繕等)
 - 居室に設置する入居者個人が負担すべきもの(エアコン等)
 - 外構工事(門、囲障、構内通路等)、植栽・造園、擁壁工事等
 - 施設と一体的ではない整備(消火器、避難用はしご、AED等)
 - 住み込み世話人専用につけられた居室等
 - 内示前に交わされた契約や内示前の業務に関するもの(設計士との基本設計に係る契約等)
- 内示前に設計・施工監理契約、工事請負契約、購入した備品等は対象となりません。
- その他、整備費として適当と認められないもの

5 事業計画について

補助協議を行うのは、設計・コンサルタントではなく、整備・運営を行う事業者です。

利用者の主たる障害種別、性別、障害支援区分、収支や支援内容などをよく検討の上、土地、建物、設備、利用者に求める費用や支援方法など適切な事業計画としてください。

6 資金計画、収支計画、財務状況について

資金計画は、開設後の運営もかんがみ、余裕をもった計画としてください。

収支のシミュレーションは、給付費等の単価や他施設の食費光熱費等を参考に、事業費等を具体的な数字で積算し、収支がとれることが必要です。給付費の加算等は確実なものに留め、人件費は昇給率を見込む等、堅実なプランとしてください。

また、財務指標上問題がある場合は、その要因、早期解決の具体策を示すことが求められます。

7 寄附金について

補助事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等資金の提供を受けてはいけません。

8 土地、建物の売買契約、賃貸借契約について

補助事業は、予算の範囲内で行われています。必ずしも内示が出るとは限りません。土地及び建物の売買、寄付、賃貸借契約は、補助協議時は確約にとどめ、内示後に本契約を締結していただくことが望ましいです。

9 既存建物の改修について

建築基準法において、建築主は、工事完了後、建築主事又は指定確認検査機関による完了検査を受けて検査済証の交付を受けなければなりません。検査済証の交付を受けていない既存建築物は、なるべく避けてください。活用しなければならぬ場合は、現況や法適合状況をよく調査した上で、協議してください。検査済証がない場合は、検査済証に代えて、台帳記載事項証明書や建築当時の基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は主事が証明した文書等を提出して下さい。なお、既存建物については、耐震性が確保されている、または確保予定であることが必要です。当該整備補助では、耐震改修を行うことは出来ません。

10 抵当権等について

補助協議前の抵当権設定は、原則、不可です。土地・建物に根抵当権・抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外となります。

原則として補助協議書類提出時まで、遅くとも審査会前までには抵当権等を抹消してください。また、補助協議前に物件購入する際、抵当権設定をしないよう注意してください。

ただし、土地・建物のいずれかに当該整備以外の目的による「抵当権」が設定されていても、土地・建物が自己所有かつ次の①～④をすべて満たす場合は、補助対象とします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①既借入金の年間返済予定額が、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること②既借入金の総額が、直近決算における年間収入に0.8を乗じた額を超えていないこと③直近決算における自己資本が、当該整備事業計画に係る総事業費に0.2を乗じた額を上回っていること④申請法人が抵当権設定者であること |
|--|

注：当該整備にかかる借入れのために、新たに抵当権を設定することを妨げる規定ではありません。借入計画については、審査会での審査の上、適否を判断します。

11 スケルトン改修について

スケルトン建物を賃貸借し、内装等の改修を行う場合も補助の対象となりますがその土地及び建物に抵当権・根抵当権設定がなされないように注意してください。法人の責任において、建物所有者に、補助事業が予算の範囲内で行われていること、補助事業を活用する場合、土地・建物に抵当権・根抵当権設定ができないこと、竣工・検査済の建物しか補助整備できないこと、改修する施工業者は入札で決定すること、各事業の設備基準を満たしていることなど、補助事業の説明を行い、理解を得た上で、工事を進めてください。

12 審査基準について

事業計画の内容は、「障害者通所施設等整備費補助対象法人審査委員会設置要領」別紙1、別紙2の審査基準に基づいて審査されます。(P93～110)

13 採択の優先順位について

予算を超過する補助協議が挙がってきた場合、審査会においては、以下の優先順位を付して審査されます。

- 新規開設
- 重度化、高齢化、医療的ケアが必要な方の受入及び
(グループホームの場合)入所等からの地域移行を目的とするもの
- 定員増が多いもの
- 原則として総事業費が低いもの

なお、過去3か年度の障害者通所施設等整備費補助事業等において、都が補助内示をした後の協議取り下げ等申請の辞退があった法人については、原則、採択の順位を繰り下げます。

14 財産処分について

補助金の交付を受け、取得等した財産は、財産の処分制限期間(※)が経過するまで、都知事の承認を受けずに交付の目的に反して使用、譲渡、担保に供する等の行為を行ってはけません。財産処分の制限期間前に財産を処分すると、真に正当な理由がある場合を除き、返還金が発生します。

当該期間以上は事業継続をするという強い意思を持ったうえで、補助協議してください。

また、改修や移転、事業廃止を考えた場合は、実際に遅くともこれらを行う3カ月前までに、都(生活基盤整備担当)に予め相談してください。

※ 例)用途が寄宿舍の場合、木造22年・RC造47年・鉄骨造34年

財産処分概要及び手続きについて

財産処分とは

補助金を受けて取得した施設・設備等を、改築、転用、移転、事業廃止等する場合は、運営所管だけでなく、整備費補助の所管(生活基盤整備担当)による事前承認が必要です。また、真にやむを得ない正当な理由がない限り、経過年数によって、財産処分の際に、補助金の返還が生じます。

財産処分制限期間例(平成30年度時点)【寄宿舎の場合】

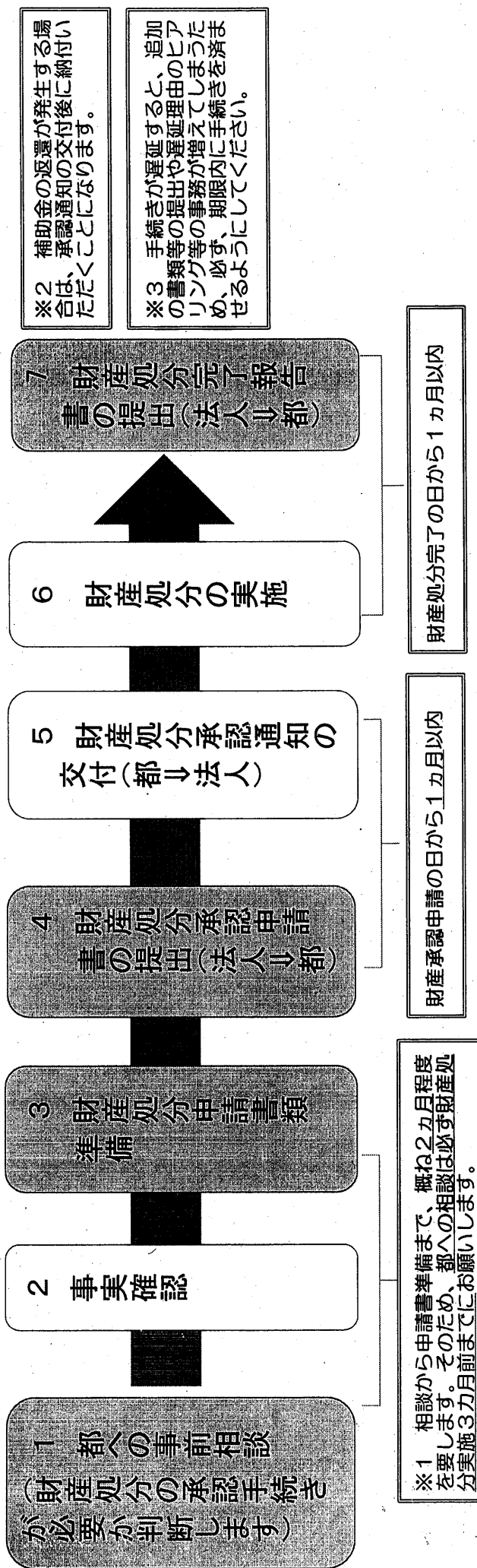
○建物：鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの⇒47年、木造⇒22年

※詳細は、厚生労働省告示第320号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」参考

※財産処分に該当する主な事例

- ①建物の改築、移転、事業の廃止
- ②部屋の用途変更による改修(グループホームの居室を短期入所用に変更する等)
- ③事業を他法人へ譲渡(社会福祉法人化による譲渡を含む)
- ④建物の一部取壊し、設備の廃棄
- ⑤建物を担保に供する(抵当権の設定等)

財産処分の手続きの流れ



問い合わせ先

東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課
生活基盤整備担当 (TEL) 03-5320-4152、4377

補助金を受けて整備した建物内部に手を加えたり、移転等する場合は、法人独自で判断せずに必ず事前に都にご相談いただきますようお願いいたします。